

「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定

～新型コロナ対策の業界指針に～

日本貸金業協会は、7 月 28 日、関係省庁の了承を受けて「日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、当協会ウェブサイト公表した。

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「『新しい生活様式』の実践例」等を踏まえ、緊急事態宣言解除以降において、各協会員（貸金業者）がお客さま及び従業員等の感染防止に努めつつ、業務を継続するための考え方・例示等を整理したものの。

協会は、協会員各社に対して、本ガイドラインを参考に適切な体制構築と感染予防策などを実施するよう求めている。

▼ 「日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(2020 年 7 月 28 日策定) (抜粋)

従業員等に対する啓発等

- ① 厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の積極的な活用。
- ② 身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2m、最低 1 m空ける。）及び手洗い・手指の消毒の徹底。
- ③ 「3密」（密集・密接・密閉）の回避の徹底。
- ④ 職場内及び公共交通機関や公共施設を利用する等外出時のマスクの着用、咳エチケットの徹底。
さらに車内、エレベーター等の密閉空間での会話は控えること等を徹底。
- ⑤ 外出（出勤）前の検温やウイルス感染が疑われる症状の有無の確認の徹底。発熱等の症状がある場合は外出自粛。
- ⑥ 陽性者との濃厚接触が判明した場合は自宅待機。また過去 1 4 日以内に政府から入国制限または入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航及び当該在住者との濃厚接触がある場合も自宅待機。
- ⑦ ウイルス感染が疑われる場合は、速やかに保健所や医療機関に相談の上、医療機関を受診。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者について、職場内で差別されることなく円滑に職場復帰できるよう、啓発等の徹底。

職場（営業店等）における感染予防対策

- ① 時差出勤、ローテーション勤務、テレワーク等を積極的に推進する。
- ② 会議・講演会・イベント等を主催する際は、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性、規模等を十分に検討する。なお、参加人数や収容率等についての各都道府県の要請に従うこと。
- ③ 営業店等においては、啓発等を徹底した上で、それぞれの職場の特性を踏まえた予防策を講ずる。
- ④ 男女雇用機会均等法に基づく指針に定める妊娠中の女性労働者への対応のほか持病のある者など、従業員等の健康状態等に応じた十分な配慮を図る。

「日本貸金業協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」は → [こちら](#)（協会ウェブサイト）